

談合情報対応マニュアル

平成7年3月24日
6墨総契第439号

入札執行前に情報を把握した場合

1 公正取引委員会への通報

談合情報報告書を作成し、総務部長は直ちに公正取引委員会へ通報する。

2 事情聴取

入札参加予定者全員に対して事情聴取を行う。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行う。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。

3 事情聴取後の対応

(1) 事情聴取の結果談合の事実があったと認められる場合

明らかに談合の事実があったと認められる場合には、入札の執行を延期し又は取りやめることとする。また、その旨を公正取引委員会へ通報する。

(2) 事情聴取の結果談合の事実があったと認められない場合

ア 入札参加予定者全員から誓約書を提出させるとともに、“入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする”旨の注意を促した後に入札を行う。

イ この場合、入札と同時に積算内訳書の提示を要請する。

ウ 入札には積算担当者を立ち合わせ、積算内訳書の確認を行う。

エ 積算内訳書の確認において、明らかに談合の事実があったと認められた場合には(1)により対応する。

オ 入札終了後に、入札経過調書の写しを公正取引委員会へ送付する。

入札執行後に情報を把握した場合

入札終了後に談合に関する情報があった場合には、入札結果が公表されていることに留意しつつ、慎重に対応する。

1 契約締結以前の場合

(1) 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、あわせて入札経過調書の写しを送付する。

(2) 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行う。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。

(3) 談合の事実があったと認められた場合

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められた場合には、入札を無効とする。また、その旨を公正取引委員会へ通報する。

(4) 談合の事実があったと認められない場合

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた後、落札者と契約を締結する。また、誓約書の写し及び入札経過調書の写しを公正取引委員会へ送付する。

2 契約締結後の場合

(1) 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、あわせて入札経過調書の写しを送付する。

(2) 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行う。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められた場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断する。また、契約を解除した場合には、その旨を公正取引委員会へ通報する。

個別手続の手順等

1 報告書

入札談合に係る通報を受けた場合は、情報の内容を報告書(別紙様式1)にまとめる。

2 公正取引委員会への通報等

公正取引委員会へは、手続きの各段階で事情聴取・誓約書・入札経過調書等の写しを送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続きを引き続き行う場合には、これらを入札終了段階でまとめて送付することができる。(送付書:別紙様式2)

3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、複数の職員(契約課長・契約係長・契約係主査・工事担当課長)により行う。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ事情聴取項目を通知した後、1者ずつ聞き取りを行う。

事情聴取項目(参考例)

- 1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。
- 2 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。
- 3 あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。

- (3) 聴取結果については、事情聴取書(別紙様式3)を作成する。

4 誓約書の提出等

- (1) 誓約書(別紙様式4)については、誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した後、自主的に提出させる。

(2) “入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする”旨の注意を促す場合は、次の注意事項を読み上げる。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 本件入札について談合があったとの通報があったが、入札心得を遵守し、厳正に入札すること。2 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札は無効とする。 |
|--|

5 積算内訳書の確認

積算内訳書の提示にあたっては、入札に際し、積算担当者を立ち合わせ、第1回の入札において全入札者が入札を終了した後に、積算担当者が積算内訳書の提示を求め談合の形跡がないかを確認し、積算内訳書を入札者に返却した後に開札する。

6 報道機関との対応

報道機関との対応については、契約課長がこれを行う。

談合情報報告書

平成 年 月 日

受 信 者	
情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 時 分
工 事 件 名	
入 札 (予 定) 日	平成 年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 ・その他 (役職) (氏名)
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	・落札予定業者 ・落札予定金額 ・談合に関与した業者名 ・談合が行われた年月日・場所 ・その他
応 答 の 概 要	
当該案件の担当	総務部 契約課 契約係 担当

別紙様式2

墨総契第 号
平成 年 月 日

公正取引委員会事務局
審査部管理企画課情報管理室長 様

東京都墨田区総務部長

談合情報に関する資料の送付について

当区所管の下記工事の入札に係る談合情報に関連する資料を別添のとおり送付いたします。

記

1 工事件名 _____

2 送付書類（○は該当書類）

- ① 談合情報報告書(写)
- ② 事情聴取書(写)
- ③ 誓約書(写)
- ④ 入札経過調書(写)
- ⑤ 入札に関する連絡(無効・延期・取消し)

事 情 聴 取 書

工事件名 _____

業 者 名	
事情聴取を受けた者	

事 情 聴 取 者	
日 時	
場 所	

質 問	聴 取 内 容

別紙様式4

誓 約 書

平成 年 月 日

墨田区長 様

会 社 名

代 表 者

担 当 者 名

下記の工事の競争入札に関し、墨田区競争入札参加者心得第3条の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

工事件名

(参考)墨田区競争入札参加者心得第3条(抜粋)

競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者は、その事実があった後2年間入札に参加することはできない。